

子ども目線で地域を切り拓く 夏休み・子ども福祉委員が大活躍

中学校、1小学校でも立ちあげを進めています。

ふれあい食卓 × **子ども福祉委員**

8月26日に社会福祉法人友愛の里 小規模多機能下荘(しもむら)あい食堂(以下、食堂)を開催。子ども福祉委員である下荘小学校の6年生7人が参加し、受付やメニューの看板作り、料理の盛り付けなどのお手伝いをしました。

この日のメニューはカレーライス。3歳〜10歳までの多世代が集い、みんなで楽しく食事をとりました。

食事の後は、わた飴づくりや皿回しに挑戦。大人のボランティアさんに皿回しのコツを教えてもらい、みるみる上達していました。

子ども福祉委員からは、「いろいろなお手伝いができてうれしかった」「お年寄りと一緒に遊べて良かった」などの声が聞かれ、地域の担い手としての活躍にますます期待が高まります。

友愛の里の武輪和美理事長は、「今回の食堂は初めての試み。誰もが気軽に集まれ、安心感のある場として2カ月に1回の開催を目標に取り組んでいきたい」と話します。



まち歩きの様子

桃の木台まち歩き

子ども福祉委員のメンバーが、「地域の身近にある危険な箇所をなんとかしたい」という思いから8月20日にまち歩きを行いました。

実際に歩くと、公園の広場のレンガが欠けていることや、大木が倒れそうになっていることなど、身近な場所に危険がたくさん潜んでいることがわかりました。

その後、まち歩きで気づいた点を模造紙にまとめ、地域の大人たちに報告。自主防災会からは「子どもの目線で見ると、大人が見落としていた危険な箇所が発見できた」と手ごたえは十分。今後、子ども福祉委員として自分たちにできることを考えていく良い機会となりました。

中堅職員の役割が学ば

市町村社協職員研修会

8月21日、市町村社協中堅職員を対象に研修会を開催しました。前半は、関西学院聖和短期大学の立花直樹准教授が、中堅職員に求められる役割について講演。中堅職員に求められるメン



立花直樹准教授

バーシッ プとし て、リリー ダーシッ プ(組織を率いる機能)とフォロワーシップ(組織の目的達成に向けて、上司や部下をサポートする機能)の両側面が必要と説明しました。

参加者は、ワークを通して、中堅職員として意識すべき事項を基にメンバーシップについて学びを深めました。

最後に社協職員に求められる姿として、太陽と月のような熱い情熱と冷静な判断、職場内外の仲間とつながることが重要だと強調しました。

ネジメントについての講演がありました。まず、怒りを「コップ」に例え、蓄積された「不安」や「寂しい」といった第一次感情が溢れたことにより現れる第二次感情が怒りであると説明。怒りを上手くコントロールするには、いかに溜まった第一次感情を抜き、コップの容量を大きくするかが重要だと話しました。



福成二三代さん

人にはそれぞれ、「こうあるべき」という価値観があり、他者の異なる価値観が許容範囲の境界線を越えると怒りに変化します。境界線の範囲を広げることや相手に自分の境界線を丁寧に伝えること、怒りを相手に伝えるときには「Iメッセージ」「Eメッセージ」のかたちで事実・気持ち・リクエスト(解決策)を示すことが重要だと述べました。



HOTな情報発信

生活困窮者自立支援法等の一部が改正!

府社協生活支援部・生活困窮者支援G

本年10月から、生活困窮者への包括的な支援体制の強化等を目的に、改正法が順次施行されます。今回はその一部を紹介します。

1. 基本理念・定義の明確化

本制度は施行当初から「断らない支援」を目標に掲げ、生活困窮者の抱える課題に早期かつ包括的に取り組んできました。生活困窮者に対する支援は本

制度だけで完結するものではなく、さまざまな関係機関、NPOや民間団体、地域住民などとの協働のもとに展開することを前提としています。今改正では、多様な関係者の間でめざすべき理念の共有を図るため、従来から現場で共有されてきた次の3つの理念が明記されました。

生活困窮者の定義については、経済的困窮に陥る背景事情について、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」と明記され、これらを踏まえた適切かつ効率的な支援の展開を図ることとなりました。

-めざすべき理念-

- ①生活困窮者の尊厳の保持
- ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者個人の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備

2. 自立相談支援事業等の利用

「勤労の努力義務化」と「支援会議」の設置

生活困窮の端緒はさまざまに部局で把握されることが多く、福祉、就労、教育、税務、住宅等の各部局において生活困窮者を把握した際には、自立相談支援事業等の利用を勧めることが努力義務化されました。

また、個々の情報共有の際には本人の同意が原則ですが、関係機関等を構成員とする「支援会議」を設置し、会議の構成員に守秘義務を設けることで、緊急度が高い(深刻化、早期発見など)ケースへの早期・適切な支援が可能となりました。

3. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的な実施の促進

生活困窮者が抱える課題に対応するためには、就労、家計などのさまざまな面から自立に向けた包括的な支援を提供する体制が必要です。このことから、両事業は必須化されていないものの、自立相談支援事業とあわせて三事業が一体的に行われることが望ましいと明確化され、指針の作成や補助率の引上げも明記されました。

社協は今回の改正内容とあわせて、制度・施策などの公的資源や、社会福祉法人が取り組んでいる地域貢献事業などの社会資源につなげていく視点が必要です。また、地区福祉委員会や住民組織、ボランティア・NPO、営利団体の社会貢献など、地域に暮らす・活動する構成員を多く巻き込み、地域共生社会の実現を図る重要なポイントと位置づけ、地域福祉のさらなる推進に取り組んでいかなければなりません。

ふくしの広場

11月は児童虐待防止月間
あなたの電話は、あなたのために、あの子のために
子どもの虐待ホットライン
11月1日(木)~5日(月) 11:00~20:00
集中電話相談 ☎06-6762-0088
※普段は平日11:00~17:00でご相談を受けています。
子どもの虐待防止のためのオレンジリボンバッジも扱っています。
NPO法人 児童虐待防止協会 <http://www.apca.jp>

府社協への寄付
大同生命保険株式会社様から290,094円、中川暁典子様から200,000円、大阪府済生会中津医療福祉センター様から災害の為に86,105円の寄付をいただきました。ご寄付ありがとうございました。

10月は「安全なまちづくり推進月間」です。
大阪 安全宣言。
※府社協は大阪府安全なまちづくり推進会議の構成団体です。

10月は里親月間です
~『はぐくみホーム』になりませんか~
大阪府には、親の病気や離婚、虐待などさまざまな事情で、親と一緒に暮らすことのできない子どもが約3,000人(大阪市・堺市含む)います。
このような子どもたちを、一定期間、親に代わって家庭の中で育ててくださる方(養育里親)を、大阪府では「はぐくみホーム」という愛称をつけ、普及啓発に取り組んでいます。
「はぐくみホーム」に関心をおもちの方は、お気軽にお問い合わせください。
問合せ…大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 育成グループ
☎06-6944-6318 FAX 06-6944-6680
大阪府 さとのおや通信 検索